

医療法人社団哺育会白岡中央総合病院の機器等取得支援 基金条例の概要

1 条例制定の理由

「白岡中央総合病院の移転開設及び運営等に関する協定」に基づき、同病院が新築移転に際し新たに導入する災害、感染症対策等に係る機器等の取得費用を補助するのに当たり、その原資を積み立てることを目的とした基金を設置するため、本条例を制定するものである。

2 条例の概要

白岡中央総合病院が市内への移転開設時に新たに導入する災害、感染症対策等に係る機器等について、その取得費用の一部を補助するための原資に充てることを目的として、医療法人社団哺育会白岡中央総合病院の機器等取得支援基金を設置する。

基金への積立てや管理等に関する諸規定は、他の基金と同様である。
なお、補助金の交付に関する細目は、別に要綱で定めるものとする。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。